

目 次

はじめに (羽田貴史)	1
-------------	---

欧米編

第1章 フランス (大場淳)	8
第2章 カナダ (土持法一)	30
第3章 フィンランド (渡邊あや)	62
第4章 ドイツ (木戸裕)	74
第5章 オランダ (田中正弘)	114
第6章 イタリア (児玉善仁)	130
第7章 メキシコ (斎藤泰雄)	149
第8章 イギリス (加藤かおり)	166

アジア・オセアニア編

第9章 オーストラリア (杉本和弘)	199
第10章 中国 (叶林)	210
第11章 韓国 (金美蘭)	231
第12章 台湾 (楊武勳)	253

はじめに 諸外国の大学教授職の資格制度に関する実態調査について

羽田貴史
(東北大学)

1. 調査の趣旨

拡大した大学教育において、質の保証は喫緊の課題であり、大学教員の資格が改めて問い直されている。従前より大学教授資格制度を持つドイツやフランスの他、近年は英国や北欧諸国においても大学教員の教育能力の資格化が進められている。

我が国においても、平成 20 年「学生課程教育の構築に向けて」答申が、英国の高等教育資格課程（PGCHE）を視野に入れた教員研修・養成プログラムの検討をすることを提言しているが、各国の制度の比較や、制度設立に関する社会的要請、背景等に関し、体系的な調査研究はこれまでなされていない。

高等教育の質保証に関する取組を進めるに当たり、大学教育を担う教員の質の向上については既に FD の義務化等を踏まえ、各大学で一定の取組が行われている所であるが、これらの取組に資するため、上記の諸外国における高等教育教授資格に関する実態調査を実施することとする。

その際、現行の制度的枠組に留まらず、大学教育に関する政府・国民の意識等の社会的背景や制度設立の理念等についても併せて調査し、我が国における大学教員養成や、FD プログラム、教材開発等に資する資料を作成する。

2. 事業期間

平成 23 年 2 月 28 日～平成 23 年 3 月 31 日

3. 調査研究の具体的方法

(1) 具体的な課題

高等教育の比較研究の専門家によるグループを組織し、訪問調査、文献・資料調査を組み合わせ、各国の法制度および個別大学での実態を把握し、教授職の資格の現状を明らかにするとともに、課題を抽出する。

教授資格がもっとも制度化されてきたのはドイツの **Habilitation** であり、近年急速な変化を遂げている。また、イギリスの **PGCHE** も教授職資格制度化の典型例である。これらヨーロッパ高等教育圏における大学教授資格は、ボローニア・プロセスによって高等教育交流が進み、大きな

変貌を遂げている。従って、ヨーロッパ諸国の変動について詳細に調べる必要があり、ドイツ・フランス・イギリス（イングランド）の外、北欧（スウェーデン、フィンランド）、南欧（イタリア）および高等教育の国際化が進んでいるオランダを調査対象に加え、ボローニア・プロセスのインパクトという視点から調査を行う。

アメリカ合衆国については従来から情報が多いが、北米・中南米については情報が少ない。カナダおよびメキシコを調査対象に加える。カナダは、フランス圏とイギリス圏とがあり、メキシコはスペインモデルから発している。両国を対象とすることで、大学教員文化の伝播の視点から教授職資格を把握できる。

欧米大学は、大学教授のギルドの歴史を持つが、日本を含めたアジアの大学は政府の主導によって設置され、質保証や教授資格についても政府の役割が大きい。従って、ヨーロッパだけでなく、アジア諸国の大学教授資格についても調査する必要がある、中国・台湾・韓国も対象に加えた。

(2) 調査項目としては、次を設定した。

- ①大学教員の身分・地位（公務員、被雇用者 etc.規制する法制）
- ②大学教員の種類及び職務（職階、数、パートタイム/フルタイムの区別）
- ③大学教員の資格の有無
- ④大学教員の養成（大学院、大学院における訓練）
- ⑤大学教員の任用（採用主体・手続、公募/指名、選考方法、採用の一般的な基準）
- ⑥大学教員の昇進（昇進の年齢等に関するルール、昇進の基準、決定方法）
- ⑦大学教員の能力開発（全国、地方、大学での能力開発の傾向）
- ⑧大学教員の資格等に関する議論の動向等（最近の論争点、課題）

(3) 実施方法（アプローチ方法）及び分析手法

期間が短いので、可能な限り訪問調査によって最新の情報を収集するとともに、すでに実績のある研究者グループを編成し、文献・図書を活用した調査研究を行うことにした。基本的な枠組みを共有する為に、打ち合わせ会合を早期に開き、論点を整理し、各自の調査計画を策定・実施した。日程が厳しいため、相互に連絡を取り、資料収集等は担当国を超えて行い、共有するようにした。

4. 調査研究の実施体制等

(1) 国別担当

国別担当として次のように分担して調査研究を進めた。

- ・イギリス（加藤かおり・新潟大学 大学教育開発センター准教授）
- ・ドイツ（木戸裕・元国会図書館調査課、現在東北大学大学院非常勤講師）
- ・フランス（大場淳・広島大学高等教育開発研究センター准教授）
- ・オランダ（田中正弘・弘前大学 21 世紀教育センター准教授）
- ・イタリア（児玉善仁・帝京大学教授）
- ・メキシコ（斎藤泰雄・国立教育政策研究所主任研究官）
- ・オーストラリア（杉本和弘・鹿児島大学教育センター准教授，串本剛・東北大学高等教育開発推進センター講師）
- ・カナダ（土持法一・帝京大学，羽田貴史・東北大学高等教育開発推進センター教授，立石慎治・同助教）
- ・フィンランド・スウェーデン（渡邊あや・熊本大学大学教育機能開発総合研究センター准教授）
- ・中国（叶林・杭州師範大学副教授）
- ・台湾（楊武勲・国立暨南国際大学教授）
- ・韓国（金美蘭・教育開発院研究員）

(2) 全体の総括は，羽田貴史が行い，関連する事務は，東北大学高等教育開発推進センター 井上杏奈（研究支援職員）において処理した。

5. 事業の実施日程

(1) 海外調査

○イギリス調査（加藤かおり）

- 3 月 22 日 新潟～成田 移動
- 3 月 23 日 成田～ロンドン・英国 移動
- 3 月 24 日 ロンドン大学 キングス・カレッジ訪問
- 3 月 25 日 大英図書館 HEA 資格認定担当者インタビュー調査
- 3 月 26 日 ロンドン大学図書館（資料収集）
- 3 月 27 日 ロンドン大学教育研究所図書館（資料収集）

3月28日 LSE 教授学習センター長へのインタビュー調査
3月29日 LSE PGCHE, GTA programme 担当者へのインタビュー調査
3月30日 ロンドン・英国～
3月31日 ～成田着～新潟（鉄道・JR）移動

○イタリア調査（児玉善仁）

3月2日 東京～（パリ経由）
3月3日 トリノ 移動
3月4日 トリノ Giovanni Agnelli 研究財団訪問（大学教授資格に関する国際比較調査）
3月5日 トリノ トスカニー芸術学園訪問（大学教授資格に関する国際比較調査）
3月6日 トリノ～ボローニャ 移動
3月7日～10日 ボローニャ ボローニャ大学訪問（大学教授資格に関する国際比較調査）
3月11日～13日 ボローニャ～ローマ 移動
中央国立図書館資料調査（大学教授資格資料調査）
3月14日～15日 ローマ大学訪問（大学教授資格に関する国際比較調査）
3月16日 中央国立図書館にて資料調査（大学教授資格に関する資料調査）
3月17日 ローマ～（パリ経由）
3月18日 ～東京

○オーストラリア調査（串本剛）

3月3日 仙台～（東京経由）
3月4日 ～シドニー シドニー～メルボルン 移動
3月5日～12日 メルボルン メルボルン大学訪問 オーストラリアの大学教授職に関する
資料調査，インタビュー等
3月13日 シドニー～東京 移動

○オランダ・フランス調査（田中正弘）

3月17日 羽田空港～パリ パリ～アムステルダム
3月18日 アムステルダム～ユトレヒト ユトレヒト大学訪問調査
ユトレヒト～アムステルダム 移動
3月19日～20日 アムステルダム アムステルダム大学文献調査

3月21日 アムステルダム～トゥエンテ トゥエンテ大学訪問調査
トゥエンテ～アムステルダム アムステルダム～パリ
3月22日 パリ パリ大学訪問調査
3月23日 パリ～
3月24日 ～羽田空港 羽田空港～東京～新青森経由～弘前 移動

○カナダ調査（土持ゲーリー法一・羽田貴史・立石慎治）

2月28日 成田～トロント・カナダ トロント～ハリファックス 移動
3月 1日 ダルハウジー大学訪問
3月 2日 ハリファックス～トロント～キングストン 移動
3月 3日 クイーンズ大学訪問
3月 3日 キングストン～トロント～バンクーバー 移動
3月 4日 ブリティッシュ・コロンビア大学の「UBC Faculty Certificate Program on Teaching and Learning in Higher Education」に出席
3月 5日 バンクーバー～
3月 6日 ～成田着

○ドイツ調査（木戸裕）

2月27日 東京～フランクフルト～ハイデルベルク
2月28日 ハイデルベルク ハイデルベルク大学訪問（大学教授資格に関する国際比較調査）
3月1日～2日 ハイデルベルク～ボン 大学学長会議事務局訪問（学教授資格に関する国際比較調査）
3月3日 ボン～エアランゲン 移動
3月4日～5日 エアランゲン，ニュルンベルク大学訪問（大学教授資格に関する国際比較調査）
3月6日 エアランゲン～ボン
3月7日～8日 文部大臣会議事務局訪問（大学教授資格に関する国際比較調査・情報収集）
3月8日 ボン～テュービンゲン 移動
3月9日 テュービンゲン テュービンゲン大学訪問（大学教授資格に関する国際比較調査）
3月10日～11日 テュービンゲン～シュトゥットガルト，バーデン・ヴュルテンベルク州学術・研究・芸術省訪問（大学教授資格に関する国際比較調査）

3月12日 シュトゥットガルト～フランクフルト

3月13日 フランクフルト～東京

○フィンランド・スウェーデン調査（渡邊あや）

3月14日 熊本～名古屋・中部国際空港

3月15日 名古屋・中部国際～スウェーデン・ストックホルム

3月16日～17日 スtockホルム スウェーデン大学訪問（大学教授資格に関する面接調査および資料収集）

3月18日 スtockホルム・スウェーデン～ヘルシンキ・フィンランド 移動

3月19日～21日 ヘルシンキ フィンランド大学教授組合訪問（大学教授資格に関する面接調査および資料収集）

3月22日 ヘルシンキ タンペレ大学訪問（大学教授資格に関する面接調査および資料収集）

3月23日 ヘルシンキ ヘルシンキ大学訪問（大学教授資格に関する面接調査および資料収集） ヘルシンキ・フィンランド～名古屋・中部国際空港

3月24日 名古屋・中部国際空港～熊本

○メキシコ（斎藤泰雄）

2月28日 成田～メキシコ市

3月1日～2日 メキシコ国立自治大学・大学教育研究センター訪問および面談

3月3日 メキシコ大学・高等教育機関協会本部訪問および面談
メキシコ市～ケレタロ市 移動

3月4日 ケレタロ市 ケレタロ自治大学訪問および調査

3月5日 ケレタロ市～メキシコ市 移動

3月6日 メキシコ市～

3月7日 ～東京

なお、中国・台湾・韓国の3カ国については、当該国の研究者に依頼し、訪問調査の必要はなかった。

(2) 執筆分担

調査状況を勘案して、執筆分担を次のように決定し、調査報告の執筆を進めた。

- ・イギリス(加藤かおり)
- ・ドイツ (木戸裕)
- ・フランス (大場淳)
- ・オランダ (田中正弘)
- ・イタリア (児玉善仁)
- ・メキシコ (斎藤泰雄)
- ・オーストラリア (杉本和弘)
- ・カナダ (土持法一)
- ・フィンランド・スウェーデン (渡邊あや)
- ・中国 (叶林)
- ・台湾 (楊武勲)
- ・韓国 (金美蘭)

6. 本調査研究の意義と課題

大学教員に関する研究は、流動性仮説（教員の移動は生産性を向上させる）に基づくキャリア調査、大学教員の教育研究活動や満足度調査（カーネギー財団）などがあげられるが、求められる役割を制度的に確定する教授資格制度については、ドイツの事例を除いては、ほとんど取り上げられてこなかった。大学教育の国際化が喧伝され、学生・教員の移動が進行しており、各種の法令以外に文化的規範として埋め込まれている大学教員像も含め、問い直しが進むと考えられ、大学教授資格は、大学教員研究の大きなトレンドとなるべきであろう。今回は、短期間の調査であるため、事実把握を含め、当初設定した調査項目をすべて明らかにするところまでは到達したとはいえない。また、大学教員の採用・昇進など人事面は、法令よりも各大学の自主的な決定に属する部分であり、より多くケース・スタディを収集することで、全体像の把握が可能となるが、これも十分とはいえない。多様性が大きいとはいえ、アメリカについても対象に収めるべきであろう。これらの点は、今後も引き続き調査研究を進め、明らかにしていきたい。

第1章 フランスの大学教授職—身分・地位、職務、資格、養成等を巡って

大場 淳

(広島大学)

はじめに

フランスの大学は、全て法人格を有する国立の機関である。大学の教職員は公務員であり、その地位・身分等の在り方は国の法令に準拠して定められている。大学教員（大学教授職）については、大学の自律性を尊重しつつも国の関与を維持するといった「中央統制（*pratiques centralisées*）並びに大学教授職（*profession académique*）と中央政府の密接な共同管理様式（*formes de cogestion étroites*）」に基づく制度が採られている。この制度は、ナポレオンによる全国教授団（*corporation universitaire nationale*）の創設と機関としての大学—革命期に消滅し1968年に復活した—の脆弱性の直接の遺産であり、大学教授職と機関との間の微妙な均衡の上に成立しているものである（Musselin, 2005 ; Renaut, 1995）。近年は、2007年の大学の自由と責任に関する法律（*Loi relative aux libertés et responsabilités des universités: LRU*）（＝大学自由・責任法）に見るように機関としての大学の自律性が拡大し、大学評議会（CNU）（後述）に代表される大学教授職の権限が縮小する一方で、教員人事等についての大学（執行部）の裁量の範囲が広がる傾向にある。

本稿は、フランスの大学教授職に関する制度を概説するとともに、その資格を巡る諸問題について報告するものである¹。

1. フランスの大学教員

1-1. 地位・身分

フランスの大学は、政令に基づいて設置され、国民教育省²の所管に置かれる学術的・文化的・職業専門的性格を有する公施設法人（*établissement public à caractère scientifique, culturel et professionnel: EPSCP*）である。公施設法人とは、特定の公役務を行うために一定

¹大学教授職の制度全般及びその改革動向について大場（2010b）でまとめており、本稿の一部はその記述に依拠した。また、最近の同国の大学改革全般については大場（2010a ; 2011）参照。

²フランスでは内閣が代わるごとに省庁構成が変わるため、高等教育行政を所管する省の名前が一定しない。本稿では、便宜上高等教育行政所管省を「国民教育省」、担当大臣を「国民教育大臣」と記する。なお、初等中等教育行政と高等教育行政が分けられて二つの省が設けられることがあるが、その場合でも同様に扱っている。

の自律性を与えられて設立された公法上の法人³であり、法人化後の日本の国立大学とは異なっており、その常勤の教職員は国家公務員である。公務員の地位を有する常勤の教員には、高等教育機関の教員と位置付けられる教員＝研究員（enseignant-chercheur）と中等教育教員（enseignant du second degré）が含まれる（教育法典 L. 952-1条第1項前半）。そのうち教員＝研究員は、（大学）教授（professeur des universités）⁴又は准教授（maître de conférences）⁵のいずれかの職団（corps）に所属する（政令第84-431号第4条第1項）。かつてはこれらに加えて専任助手（assistant titulaire）の格付けがあったが、1985年に同教員団が廃止されて（政令第85-1083号）、それ以降専任助手は新規に採用されていない。専任助手の多くは准教授に昇任、大学外の組織に転出、あるいは退職し、2008-2009年度時点では85人が残るのみである。退任した専任助手のポストの多くは、非常勤の教員や教育研究補助員（ATER）（下記）に置き換わってきている。

公務員である教員以外に、連携教員（enseignant associé）、客員教員（enseignant invité）、非常勤講師（chargé d'enseignement）が教育法典で（L. 952-1条第1項後半）、また、教育研究補助員（attaché temporaire d'enseignement et de recherche: ATER）が政令第88-654号でそれぞれ規定されている。教育法典で規定された非常勤教員は主に産業界や他大学（国内外）等から専門家を招致して教育・研究に従事させるものであるが、ATER は主に博士号取得後に教員＝研究員採用を目指す者が就く職であって、その職務内容は教員＝研究員に準じたものとなっている。更に、特別研究員（allocataire de recherche）⁶から選抜されて教員の指導の下で教育に従事する教育支援研究員（moniteur）も、大学の教育活動に従事している（後述）。なお、大学病院の医療専門職員の一部も教員としての地位を有している。また、国立科学研究センター（CNRS）等の研究振興機関によって雇用されて大学に配置される研究員（chercheur）も、研究及び一部の教育（主として博士課程）に従事する。

³日本にかつて多く存在した特殊法人に類似する制度である（特殊法人の情報公開の制度化に関する研究会、1998）。EPSCPの詳細については石村（1991）及び大場・夏目（2010）参照。

⁴仏語の“professeur”は初等中等学校の教員も含んでおり、大学の教授であることを示すために“des universités”が付加される。直訳は「大学教授」であるが、本稿では単に「教授」と記す。

⁵日本の教員制度改正以前の筆者の論考では訳語として「助教授」を用いていたが、当該制度改正に合わせて訳語を「准教授」に変更した。なお、フランスの現行制度では「准（助）教授」と「講師」の区別はなく、原語の直訳に近い「講師」が訳語に充てられる場合もある。

⁶研究奨励金（allocation de recherche）を受けながら補助的な教育研究活動や準備活動に従事する博士課程の学生。研究奨励金は、博士課程学生に与えられる公的助成金（競争的資金）で最も大規模なものであり、概ね日本の学術振興会特別研究員制度に相当する。現在は博士契約制度に移行している。

教員＝研究員、その他の教員、研究員の職務遂行の自律性は法令で保障されている。教育法典 L. 952-2条は、これらの者が教育研究を遂行するに当たって、大学の伝統と教育法典に定められる規則に則って適用される寛容と客観性の原則の範囲内において、最大限の自立（*pleine indépendance*）と完全な表現の自由を享有すると定めている。また、教員＝研究員は、その意に反して異動されることはない（政令第84-431号第2条）。

1-2. 職務

教員＝研究員は、①初期教育、継続教育、個別指導、進路指導、助言、評価を含む教育、②研究、③知識の普及及び経済・社会・文化領域における連携、④国際協力、⑤機関の管理運営の五つの職務に従事する（教育法典 L. 952-3条第1項）。これらに加えて教授は、教育課程の策定、学生の指導、教育チーム（*équipe de formation*）⁷の連絡調整において主たる責任を負うこととされている（同第3項）。教員＝研究員の職務の詳細は、高等教育の教員＝研究員の地位に関する政令第84-431号で規定されている。同政令は、2007年の大学自由・責任法（LRU）に基づく政令第2009-460号によって大幅に改正され、それに伴って学生の就職・進路決定（*insertion professionnelle*）が新たに職務として明記された（別紙新旧対照表参照（仏語））。政令第84-431号第3条に盛り込まれた教員＝研究員の職務は以下の通りである。

- 研究による知識の形成と教育（初期教育と継続教育、必要に応じて情報通信技術を用いて行う）によるその伝達。学生の指導（*direction*）、助言（*conseil*）、個別指導（*tutorat*）、進路指導（*orientation*）、並びにそれらを通じた就職・進路決定への貢献。職業界と連携した教育の実施。（第1項）
- 教員養成及び生涯教育への貢献。（第2項）
- 基礎的・応用的・教育的・技術的研究の発展、それにかかる専門助言活動（*expertise*）及び連絡調整、並びにその成果の活用。研究振興機関や関連する社会・経済部門と連携した科学技術開発への参画。大学研究、産業研究、製造部門間の協力への貢献。（第3項）
- 試験の審査員。（第4項）
- 科学技術の文化・情報の普及を通じた科学と社会の対話への貢献。（第5項）
- 学術・文化界における知識の伝達と研究のための研究による教育への貢献。国際的な研究の進展への貢献。（第6項）
- 機関の自治活動への協力並びに評議会等への参加。（第7項）

政令第84-431号は、教員＝研究員の職務時間（教育に従事する総時間）について、年間で128

⁷各教育課程を担当する教職員のチーム。学生が加わることもある。